

□自治基本条例□

～これからの「町」、「議会」、「住民」はどうあるべきなのか～

■自治基本条例をなぜつくるのか

「四万十町第1次総合振興計画」という議会の承認を受けた(まちづくり)のもっとも基本となる計画において、自治基本条例の制定を行なうこととしています。

【基本構想】

新たな基本軸として「自治基本条例」を
合併後のまちづくりの創成期にあって、その基本軸をつくりあげることが求められ、住民と行政との協働、政策形成過程や行財政評価への住民の参画、住民による自主的な地域運営などを定めた自治基本条例をつくっていくことを目指します。

難しく書いていますが、合併して新しい町になり、町や地域を動かしてくための運営基準やこころ構えを明らかにしようとするものです。

合併による町域の拡大(東西 43.7km、南北 26.5km)

合併による総面積 642.06km² と広い町域に加え、山、河川に分断され、点在する家屋・集落という条件のなか、合併に向けての話し合いの中で「行政の目が届かなくなるのではないか」「住民の声が行政に届かなくなるのではないか」という声があります。

新たな進め方で

防災、環境、児童、高齢者対策など生活のあらゆる分野で、課題解決に向けた対策が求められており、今までは基本的に行政で考えられてきましたが、行政だけでは、町内一律の考え方になりがちで、その地域性に合わせた対応になっていたか疑問もあります。

新たな進め方での施策の選択ということも考えられ、そうした場合に、住民の代表者である議会(議会制民主主義)にも認められていることが必要です。

自治とは！



「自治」と言われると、何だか身構えてしまいましたが、私たちの日々の暮らしの中でも自治にかかわっています。集落や常会をみんなで運営していること。これも自治です。

この運営基準やこころ構えに何を盛り込んでいくのかは住民の皆さんの意見を聞き、創り上げていく方法を取ります。

自治の姿

自分たちで解決できないことは町政運営の中で

身近な課題を自分達で解決すること

町政運営の中で公共的課題を解決すること

もっと住民の声が反映されたより良い町政運営にするために

町政運営に参画すること

例えば子育てでは...

近所で協力して、子ども達を見守る



町が保育園を設けて、子ども達を預けられるようにする。



もっと、きめ細かい子育て支援策を考える会議に参加して、意見を言う。

